

令和3年7月2日

非常勤講師のみなさまへ

新居浜工業高等専門学校長

八木 雅夫

新型コロナウイルス感染症拡大防止について（お願い）

愛媛県では、6月22日以降、「感染警戒期（特別警戒期間）」から「感染警戒期」に移行しました。ただし、感染が再拡大する兆候が見られた場合は、再度厳しい対策を取ることとなります。それを踏まえて、本校における新型コロナウイルス感染症に関する対策本部会議において、対応を下記のとおり決定いたしましたので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、引き続き、教職員・学生ともに、感染予防策（マスクの着用、3密を避ける、手洗い、手指消毒など）を徹底してまいりますので、併せてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今後、状況の変化に応じて対策が変更となった場合などは本校 Web サイトでお知らせしますので、適宜ご確認をお願いいたします。

<参考>

※緊急事態宣言地域（令和3年7月1日現在）：

沖縄県

※まん延防止等重点措置の適用都道府県（令和3年7月1日現在）：

北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

○まん延防止等重点措置地域等との不要不急の往来は自粛してください。

当面の間、まん延防止等重点措置地域等への往来については、慎重に判断してください。やむを得ない事情により、対象区域を訪問・滞在する必要がある場合は、訪問先自治体の注意事項に従うなど、感染回避行動を徹底してください。【3つの密】を避け、移動途中や現地での感染防止対策に細心の注意を払うとともに、特に繁華街への外出など不要不急の行動は慎むようお願いいたします。

本校での業務以外であっても、来校予定日の2週間前以降に、感染拡大地域へ訪問・滞在した場合は、特に体調管理に留意し、感染リスクの高い行動をした方は、各学科の担当教員（つながらない場合は教務係 0897-37-7724）まで事前にご連絡ください。学校が愛媛県の衛生主幹部局に相談し、感染リスクが高いと判断した場合は、面接授業の実施を控えていただくことがあります。

また、感染リスクが低いと判断された場合でも、帰県後2週間は、不特定多数との接触を控える（学生との面談などにも注意する）、密閉した場所での打合せ等には出席しない、至近距離での会話をしないなど、万一に備えて感染拡大予防対策を徹底するとともに、体調に異変があった場合には各学科の担当教員（つながらない場合は教務係 0897-37-7724）へご連絡ください。

さらに、対象区域以外への外出等についても、感染予防に十分にご留意ください。特に会食等「感染リスクが高まる5つの場面」（別添参照）を常に意識して行動し、基本的な感染予防策を講じるようお願いします。

○新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と特定された場合（同居する家族を含む）、新型コロナウイルス感染症への感染を疑う症状が現れた場合は、各県の体制に従い医療機関等へ連絡するとともに、本校各学科の担当教員（つながらない場合は教務係 0897-37-7724）へもご連絡ください。

◆検査の結果、陰性であった場合も必ずご連絡ください。

◆勤務時間外に事案が発生した場合は、【守衛室：0897-37-7710】までご連絡ください。

・新型コロナウイルス感染症に関する緊急連絡である旨をお伝えください。

・氏名と学科（本校各学科の担当教員）、折り返し連絡のための連絡先をお伝えください。

○来校予定のある日は、出勤前に検温し、発熱等の風邪症状がみられる場合は、出勤せず、各自治体の体制に従って病院を受診する等の対応をお願いします。

なお、その場合は、教務係（0897-37-7724）までご連絡ください。

以上